保育料等について

◆お勤めの方（給料をもらっている方）◆

勤務先より配布（毎年6月頃）

「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」でご確認ください！

注意！！

4月～8月入所は、前年度配布分、9月～3月入所は当年度配布分を確認してください。

仕事や税額が変更になった方などは、この用紙で確認できないことがあります。

税額控除前所得割額

①－②＝保育料算定に係る町民税所得割課税額 Ⓐ

◆自営業の方など（給料以外の収入がある方）◆

毎年6月に発送される

「町民税県民税 税額納税決定通知書」でご確認ください！

注意！！

4月～8月入所は、前年度発送分、9月～3月入所は当年度発送分を確認してください。

仕事や税額が変更になった方などは、この用紙で確認できないことがあります。

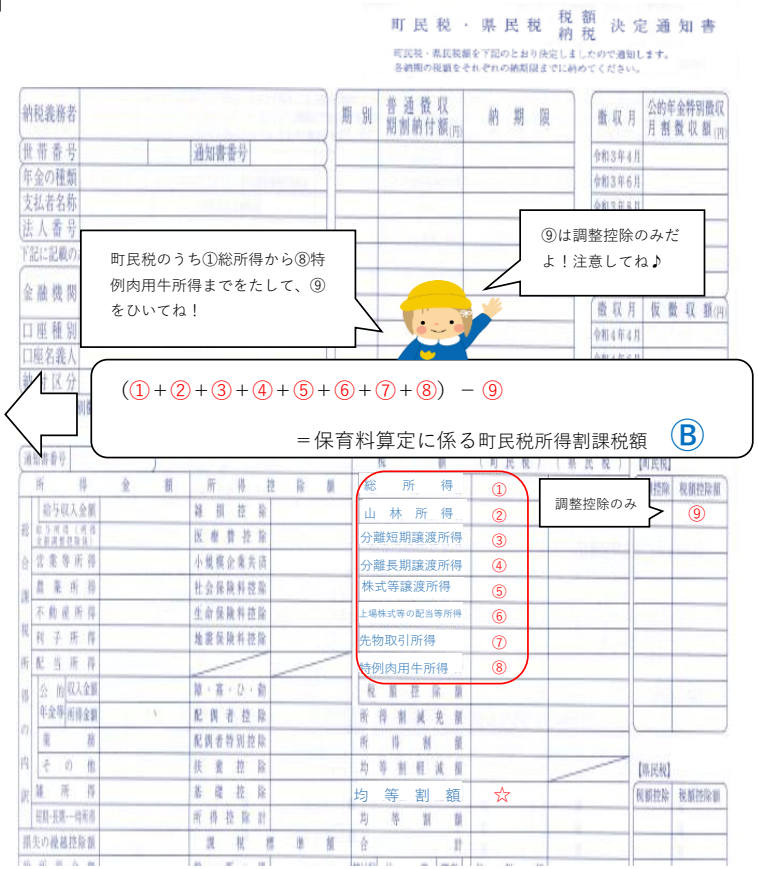

（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）－⑨

＝保育料算定に係る町民税所得割課税額 Ⓑ

【算定方法の例】

※均等割額（☆）が保護者全員0の場合は保育料はかかりません。

保護者2人ともお勤めの場合（父のⒶ＋母のⒶ）

保護者1人がお勤め、もう1人が自営業（Ⓐ＋Ⓑ）

保護者全員の合計が、57,700円未満（年収360万円未満）の場合、副食費は免除されます。

☼例えば・・・

3歳児未満のお子さんを保育園に預ける場合、お父さんとお母さんがお勤めで、父Ⓐ24,000円　母Ⓐ22,000円の場合は、24,000円＋22,000円＝46,000円になり、第3階層になります。月の保育料は標準時間の場合15,800円・短時間の場合14,200円です。

※第2子は半額（しおりP4）

階層区分	定義	標準時間			短時間		
		国基準	長与町		国基準	長与町	
		第１子	第１子	第２子	第１子	第１子	第２子
第１	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第２	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭等	0	0	0	0	0	0
第３	町民税所得割課税額 48,600 円未満	19,500	15,800	7,900	19,300	14,200	7,100
	ひとり親家庭等	9,000	7,400	0	9,000	6,600	0